

基本協約締結拒否は 組合活動への不当介入だ！

7月2日、東京都労働委員会で、基本協約締結拒否の不当労働行為事件に対する第2回証人尋問（反対尋問）が行われました。とにかく、「核心」を外そうと必死な会社代理人の弁護士の問題に対して、斉藤厚志、木下和樹両証人が、真っ向から受けてたちました。

会社が締結拒否をした理由は、「制度の根幹にかかわる主任レポートに反対している」という、まさに言いがかりです。しかし、労働組合が制度に反対と主張することと、基本協約を締結することとは、区別されるべきものです。つまり、労働組合の方針や運動を口実として、基本協約締結を拒否した行為こそ、まさに不当な介入なのです。

会社が基本協約を締結しないのは、明らかにJR東海労を弱体化させるための不当労働行為です。

東京都労委第2回証人尋問
正々堂々と証言！

